

記
事

裁判所共済組合員小冊子 表紙

裁判所住所一覧表	2
共済組合の組織	4
共済組合掛金等早見表	6
共済組合の事業	
短期給付	7
長期給付	16
(国民年金法関係)	17
福祉事業	18
グループ保険掛金一覧表	24
連合会宿泊施設一覧	30
連合会病院等一覧	32
特別休暇表	35
年齢早見表	38
年利日歩換算表	39
印紙税額一覧表	40
国内郵便料金	42

裁判所共済組合HPはコチラ



(注) 記事の内容は令和4年10月1日
現在で記載

裁 判 所 住

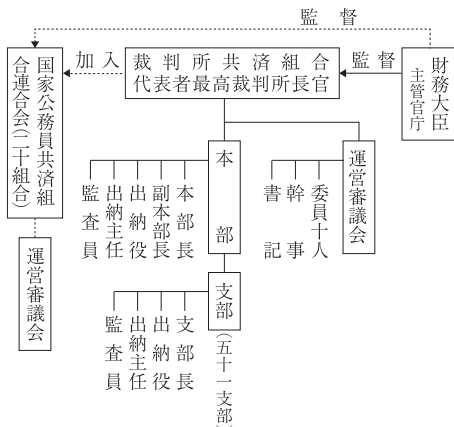
裁判所名	郵便番号	住	所
最 高 裁 判 所	102-8651	千代田区幸町4-2	03-3264-8111
東 京 高 等 裁 判 所	100-8933	千代田区霞が関1-1-4	03-3581-5411
大 阪 〃	530-8521	大阪市北区西天満2-1-10	06-6363-1281
名古屋 〃	460-8503	名古屋市中区三の丸1-4-1	052-203-1611
広 島 〃	730-0012	広島市中区上八丁堀2-4-43	082-221-2411
福 岡 〃	810-8608	福岡市中央区六本松4-2-4	092-781-3141
仙 台 〃	980-8638	仙台市青葉区片平1-6-1	022-222-6111
札 幌 〃	060-0042	札幌市中央区大通西11	011-231-4200
高 松 〃	760-8586	高松市丸の内-36	087-851-1549
東 京 地 方 裁 判 所	100-8920	千代田区霞が関1-1-4	03-3581-5411
横 浜 〃	231-8502	横浜市中区日本大通9	045-201-9631
さいたま 〃	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-45	048-863-8519
千 葉 〃	260-0013	千葉市中央区中央4-11-27	043-333-5236
水 戸 〃	310-0062	水戸市大町1-1-38	029-224-8408
宇都宮 〃	320-8505	宇都宮市小幡1-1-38	028-621-2111
前 橋 〃	371-8531	前橋市大手町3-1-34	027-231-4275
静 岡 〃	420-8633	静岡市葵区追手町10-80	054-252-6111
甲 府 〃	400-0032	甲府市中央1-10-7	055-235-1133
長 野 〃	380-0846	長野市旭町1108	026-403-2008
新 潟 〃	951-8511	新潟市中央区学校町通1-1	025-222-4131
大 阪 〃	530-8522	大阪市北区西天満2-1-10	06-6363-1281
京 都 〃	604-8550	京都市中京区菊屋町	075-211-4111
神 戸 〃	650-8575	神戸市中央区橋通2-2-1	078-341-7521
奈 良 〃	630-8213	奈良市登大路町35	0742-26-1271
大 津 〃	520-0044	大津市京町3-1-2	077-503-8112
和 歌 山 〃	640-8143	和歌山市二番丁1	073-428-9873
名 古 屋 〃	460-8504	名古屋市中区三の丸1-4-1	052-203-1611
津 〃	514-8526	津市中央3-1	059-226-4172
岐 阜 〃	500-8710	岐阜市美江寺町2-4-1	058-262-5122
福 井 〃	910-8524	福井市春山1-1-1	0776-22-5000
金 沢 〃	920-8655	金沢市丸の内7-1	076-262-3221
富 山 〃	939-8502	富山市西田地方町2-9-1	076-421-3810
広 島 〃	730-0012	広島市中区上八丁堀2-43	082-228-0421
山 口 〃	753-0048	山口市駅通り1-6-1	083-922-1330
岡 山 〃	700-0807	岡山市北区南方1-8-42	086-222-6771
鳥 取 〃	680-0011	鳥取市東町2-223	0857-22-2171
松 江 〃	690-8523	松江市母衣町68	0852-23-1701
福 岡 〃	810-8653	福岡市中央区六本松4-2-4	092-781-3141
佐 賀 〃	840-0833	佐賀市中の小路3-22	0952-23-3161
長 崎 〃	850-8503	長崎市万才町9-26	095-822-6151
大 分 〃	870-8564	大分市荷揚町7-15	097-532-7161
熊 本 〃	860-8513	熊本市中央区京町1-13-11	096-241-8921
鹿 児 島 〃	892-8501	鹿児島市山下町13-47	099-222-7121

所 一 覧 表

裁判所名	郵便番号	住	所
宮 崎 地 方 裁 判 所	880-8543	宮崎市旭2-3-13	0985-23-2261
那 覇 〃	900-8567	那覇市樋川1-14-1	098-855-3366
仙 台 〃	980-8639	仙台市青葉区片平1-6-1	022-222-6111
福 島 〃	960-8512	福島市花園町5-38	024-534-2156
山 形 〃	990-8531	山形市旅籠町2-4-22	023-623-9511
盛 岡 〃	020-8520	盛岡市内丸9-1	019-622-3350
秋 田 〃	010-8504	秋田市山王7-1-1	018-824-3121
青 森 〃	030-8522	青森市長島1-3-26	017-722-5421
札 幌 〃	060-0042	札幌市中央区大通西11	011-231-4200
函 館 〃	040-8601	函館市上新川町1-8	0138-38-2370
旭 川 〃	070-8640	旭川市花咲町4	0166-51-6251
釧 路 〃	085-0824	釧路市柏木町4-7	0154-41-4171
高 松 〃	760-8586	高松市丸の内1-36	087-851-1537
徳 島 〃	770-8528	徳島市徳島町1-5-1	088-603-0111
高 知 〃	780-8558	高知市丸ノ内1-3-5	088-822-0576
松 山 〃	790-8539	松山市一番町3-3-8	089-903-4379
東 京 家 庭 裁 判 所	100-8956	千代田区霞が関1-1-2	03-3502-7018
横 浜 〃	231-8585	横浜市中区寿町1-2	045-345-3505
さいたま 〃	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-45	048-863-8761
千 葉 〃	260-0013	千葉市中央区中央4-11-27	043-333-5302
水 戸 〃	310-0062	水戸市大町1-1-38	029-224-8513
静 岡 〃	420-8604	静岡市葵区城内町1-20	054-273-5454
新 潟 〃	951-8513	新潟市中央区川岸町1-54-1	025-266-3171
大 阪 〃	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-13	06-6943-5321
京 都 〃	606-0801	京都市左京区下鴨宮河町1	075-722-7211
神 戸 〃	652-0032	神戸市兵庫区荒田町3-46-1	078-521-5907
名 古 屋 〃	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-1	052-223-3411
金 沢 〃	920-8655	金沢市丸の内7-1	076-221-3111
広 島 〃	730-0012	広島市中区上八丁堀1-6	082-228-0494
福 岡 〃	810-8652	福岡市中央区六本松4-2-4	092-711-9651
長 崎 〃	850-0033	長崎市万才町6-25	095-822-6151
熊 本 〃	860-0001	熊本市中央区千葉城町3-31	096-206-5147
那 覇 〃	900-8603	那覇市樋川1-14-10	098-855-1000
仙 台 〃	980-8637	仙台市青葉区片平1-6-1	022-222-4165
福 島 〃	960-8512	福島市花園町5-38	024-534-2156
青 森 〃	030-8523	青森市長島1-3-26	017-722-5421
札 幌 〃	060-0042	札幌市中央区大通西12	011-221-7281
函 館 〃	040-8602	函館市上新川町1-8	0138-38-2370
旭 川 〃	070-8641	旭川市花咲町4	0166-51-6251
高 松 〃	760-8585	高松市丸の内2-27	087-851-1631
松 山 〃	790-0006	松山市南堀端町2-1	089-942-0083

共済組合の組織

(一) 裁判所共済組合



共済組合の財源(裁判所共済組合)

(1) 長期給付財源

ア	厚生年金保険料		
	組合員保険料	対総報酬比	91.50/1000 (50%)
	国庫負担金	※	91.50/1000 (50%)
	計	対総報酬比	183.00/1000(100%)
イ	退職等年金分掛金		
	掛金	対総報酬比	7.50/1000 (50%)
	国庫負担金	〃	7.50/1000 (50%)
	計	〃	15.00/1000(100%)

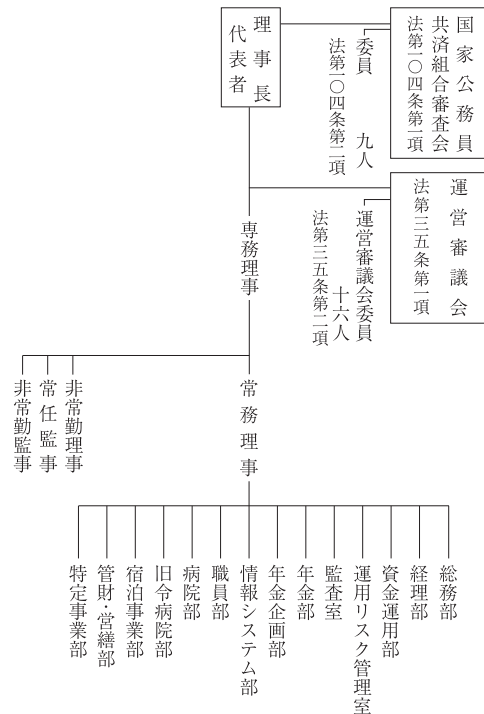
ウ 事務費(国庫負担)100%

※ 厚生年金保険料合計額から組合員保険料を控除した額

(2) 短期給付等財源

ア	短期掛金		
	掛金	対総報酬比	37.55 /1000 (50%)
	国庫負担金	〃	37.55 /1000 (50%)
	計	〃	75.10 /1000(100%)
イ	福祉掛金		
	掛金	対総報酬比	1.01 /1000 (50%)
	国庫負担金	※	1.01 /1000 (50%)
	計	〃	2.02 /1000(100%)
ウ	介護納付金に係る掛金		
	掛金	対総報酬比	9.03 /1000 (50%)
	国庫負担金	〃	9.03 /1000 (50%)
	計	〃	18.06 /1000(100%)

※ 福祉分の国庫負担金1.01/1000の内0.67/1000は、連合会の福祉事業(病院、保養所等の運営)に繰り入れられる。



※「法」とは「国家公務員共済組合法」をいう。

お問い合わせ

年金関係のお問い合わせは、窓口へ直接・郵便・電話・インターネットで行うことができます。

〒102-8082

千代田区九段南1-1-10

九段合同庁舎 2階

国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室

☎0570-080-556(ナビダイヤル)

☎03-3265-8155(一般電話)

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時から17時30分まで

<https://www.kkr.or.jp/>

共済組合掛金等早見表(令和4年10月1日現在)

共済組合の掛金等は、月次の給与から徴収する額及び期末手当等から徴収する額の合計である。

1 月次の給与から徴収する掛金等

算出方法) 標準報酬月額×掛金-保険料率(短期、介護及び厚生年金等)		(単位:円)		短期掛金		介護掛金		厚生年金		退職等々	
報酬月額		標準報酬		合計		内訳		標準		標準	
		短期 (福祉・介護含む)	長期 (厚生、退職等)	合計	短期	福祉	介護	標準	標準	標準	標準
等級	月額(円)	等級	月額(円)	1/1000	1/1000	1/1000	1/1000	1/1000	1/1000	1/1000	1/1000
63	63,000円未満	1	58,000	2,236	2,177	59	523				
73	63,000円以上 73,000円未満	2	68,000	2,622	2,563	69	614	8,052			660
83	73,000円 > 83,000円	3	78,000	3,007	2,928	79	704				
93	83,000円 > 93,000円	4	88,000	3,393	3,304	89	794				
93	93,000円 > 101,000円	5	98,000	2,980	3,778	3,679	99	884			8,967
101	101,000円 > 107,000円	6	104,000	3,104	4,010	3,994	105	958			9,516
107	107,000円 > 114,000円	7	110,000	3,228	4,241	4,229	112	993			10,065
114	114,000円 > 122,000円	8	118,000	3,352	4,470	4,450	120	1,065			10,797
122	122,000円 > 130,000円	9	126,000	3,476	4,699	4,680	128	1,137			11,529
130	130,000円 > 138,000円	10	134,000	3,600	4,928	4,909	136	1,210			12,261
138	138,000円 > 146,000円	11	142,000	3,724	5,157	5,138	144	1,282			12,993
146	146,000円 > 155,000円	12	150,000	3,848	5,386	5,367	152	1,354			13,725
155	155,000円 > 165,000円	13	160,000	3,972	5,615	5,596	160	1,426			14,457
165	165,000円 > 175,000円	14	170,000	4,100	5,844	5,825	168	1,498			15,189
175	175,000円 > 185,000円	15	180,000	4,228	6,073	6,054	176	1,570			15,921
185	185,000円 > 195,000円	16	190,000	4,356	6,302	6,283	184	1,642			16,653
195	195,000円 > 210,000円	17	200,000	4,484	6,531	6,512	192	1,714			17,385
210	210,000円 > 230,000円	18	220,000	4,612	6,760	6,741	200	1,786			18,117
230	230,000円 > 250,000円	19	240,000	4,740	6,989	6,970	208	1,858			18,849
250	250,000円 > 270,000円	20	260,000	4,868	7,218	7,200	216	1,930			19,581
270	270,000円 > 290,000円	21	280,000	5,000	7,447	7,429	224	2,002			20,313
290	290,000円 > 310,000円	22	300,000	5,132	7,676	7,658	232	2,074			21,045
310	310,000円 > 330,000円	23	320,000	5,264	7,905	7,887	240	2,146			21,777
330	330,000円 > 350,000円	24	340,000	5,396	8,134	8,116	248	2,218			22,509
350	350,000円 > 370,000円	25	360,000	5,528	8,363	8,345	256	2,290			23,241
370	370,000円 > 395,000円	26	380,000	5,660	8,592	8,574	264	2,362			23,973
395	395,000円 > 420,000円	27	400,000	5,792	8,821	8,803	272	2,434			24,705
420	420,000円 > 455,000円	28	440,000	5,924	9,050	9,032	280	2,506			25,437
455	455,000円 > 485,000円	29	470,000	6,056	9,279	9,261	288	2,578			26,169
485	485,000円 > 515,000円	30	500,000	6,188	9,508	9,490	296	2,650			26,901
515	515,000円 > 545,000円	31	530,000	6,320	9,737	9,719	304	2,722			27,633
545	545,000円 > 575,000円	32	560,000	6,452	9,966	9,948	312	2,794			28,365
575	575,000円 > 605,000円	33	590,000	6,584	10,195	10,177	320	2,866			29,097
605	605,000円 > 635,000円	34	620,000	6,716	10,424	10,406	328	2,938			29,829
635	635,000円 > 855,000円	35	650,000	6,848	10,653	10,635	336	3,010			30,561
以下は短期掛金、介護掛金及び短期給付に係る標準報酬額である。				25,064	24,407	657	5,869				
665	665,000円 > 695,000円	36	680,000	26,220	25,533	687	6,140				
695	695,000円 > 730,000円	37	710,000	27,377	26,659	718	6,411				
730	730,000円 > 770,000円	38	750,000	28,534	27,785	750	6,682				
770	770,000円 > 810,000円	39	790,000	30,462	29,664	798	7,133				
810	810,000円 > 855,000円	40	830,000	32,004	31,165	839	7,494				
855	855,000円 > 905,000円	41	880,000	33,932	33,043	889	7,946				
905	905,000円 > 955,000円	42	930,000	35,860	34,920	940	8,397				
955	955,000円 > 1,005,000円	43	980,000	37,788	36,798	990	8,849				
1,005	1,005,000円 > 1,055,000円	44	1,030,000	39,716	38,675	1,041	9,300				
1,055	1,055,000円 > 1,115,000円	45	1,090,000	42,300	40,720	1,101	9,842				
1,115	1,115,000円 > 1,175,000円	46	1,150,000	44,344	43,162	1,162	10,384				
1,175	1,175,000円 > 1,235,000円	47	1,210,000	46,657	45,434	1,223	10,926				
1,235	1,235,000円 > 1,295,000円	48	1,270,000	48,971	47,688	1,283	11,468				
1,295	1,295,000円 > 1,355,000円	49	1,330,000	51,284	49,940	1,344	12,009				
1,355	1,355,000円 > 1,415,000円	50	1,390,000	53,598	52,194	1,404	12,551				

※1 短期(福祉、介護含む)の報酬月額の下限は、63,000円未満である。
 ※2 長期(厚生年金、退職等)の報酬月額の下限は、93,000円未満である。

2 期末手当等の額から徴収する掛金等

(算出方法) 標準期末手当等の額×掛金-保険料率(短期、介護及び厚生年金等)
 * 標準期末手当等の額は、その月について当該組合員が受けた期末手当等の額(期末手当、勤続手当等の平均未満を切り捨てた額)をいいます。
 * 標準期末手当等の額は、厚生年金等については、その月について上限が150万円であるが、短期及び介護については、年度における上限が573万円となるようにその月の標準期末手当等の額を決定し、573万円を超えた場合には翌月以降の期末手当等に係る標準期末手当等の額は0となる。

共済組合の事業

(一) 短期給付(令和4年10月1日現在)

(1) 病気又は負傷

区分	給付内容等	給付額
療養費	○ 組合員が公務によらない病気又は負傷について所定の医療機関等から受ける次の療養 (法54条) 1. 診察 2. 薬剤又は治療材料の支給 3. 処置、手術その他の治療 4. 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5. 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護	※ 本人の負担額(高額療養費が支給される場合は、高額療養費を控除した額)から25,000円(標準報酬の月額が53万円以上である場合は、50,000円)を控除した金額を一部負担金払戻金(100円未満の端数は切捨て、その額が1,000円未満の場合は不支給)として支給します。 ※(6)付加給付参照)
	※医療機関等に対し、一部負担金(医療費の3割(70歳から74歳までは2割又は3割))を支払う必要があります。	
入院時食事療養費	○ 組合員が公務によらない病気又は負傷により、医療機関から療養の給付と併せて、食事療養を受けたとき(法55条の3)	○ 厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から食事療養標準負担額(原則1食460円)を控除した額
	○ 65歳以上の組合員が公務によらない病気又は負傷により、療養病床に入院し、医療機関から療養の給付と併せて、生活療養を受けたとき(法55条の4)	○ 厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から生活療養標準負担額(原則1食460円、1日370円)を控除した額
療養費	○ 組合員が、組合員証の不携帯等により治療費等を全額負担した場合に、組合員ごとの必要性を認めたととき一定の場合に、療養の給付の代わりに支給する(法56条)	○ 治療費等から、上記の一部負担金を控除した額

訪問看護療養費	○組合員が公務によらない病気又は負傷により、指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合において、組合が必要と認めたとき（法56条の2）	○厚生労働大臣の定めたところにより算定した費用の額から、その額に3割（70歳から74歳までは2割又は3割）を乗じて得た額を控除した額
移送費	○組合員が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必要と認めたとき（法56条の3）	○最も経済的な通常の経路及び方法により組合が相当と判断する額
家族療養費	○被扶養者が所定の医療機関等で療養を受けたとき（法57条）	○医療費の7割（6歳に達する日以後の最初の3月31日までは8割、70歳から74歳までは8割又は7割） ※ 自己負担額（高額療養費が支給される場合は、高額療養費を控除した額）から25,000円（組合員の標準報酬月額が53万円以上である場合は、50,000円）を控除した金額を家族療養費附加金（100円未満の端数は切捨て、その額が1,000円未満の場合は不支給）として支給します。 （(6)附加給付参照）
家族訪問看護療養費	○被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合において、組合が必要と認めたとき（法57条の3）	○厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額の7割（6歳に達する日以後の最初の3月31日までは8割、70歳から74歳までは8割又は7割） ※（6）附加給付参照
家族移送費	○被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必要と認めたとき（法57条の4）	○最も経済的な通常の経路及び方法により組合が相当と判断する額

高額療養費	○一部負担金の額又は療養に要した費用（食事療養、生活療養を除く。）の自己負担額が著しく高額であるとき（法60条の2） （注） 入院や外来診療、調剤薬局等での医療費（柔道整復の施術等の一部医療費を除く。）の支払について、事前に「限度額適用認定証」の交付を受けることで高額療養費分を窓口で支払う必要がなくなる場合があります。	○一部負担金等の額を控除した額。自己負担限度額は、標準報酬月額83万円以上の場合、「252,600円+（医療費-842,000円）×1%」、標準報酬月額53万円以上83万円未満の場合、「167,400円+（医療費-558,000円）×1%」、標準報酬月額28万円以上53万円未満の場合、「80,100円+（医療費-267,000円）×1%」、標準報酬月額28万円未満の場合、「57,600円」等。ただし、70歳以上75歳未満の場合は、自己負担限度額が異なり、年間の上限額の定めもあります。
	○自己負担額の合計額から自己負担限度額（標準報酬月額83万円以上の場合、212万円、標準報酬月額53万円以上83万円未満の場合、141万円、標準報酬月額28万円以上53万円未満の場合、67万円、標準報酬月額28万円未満の場合、60万円）を控除した額。ただし、70歳以上75歳未満の場合は、計算数が異なります。	
(2) 休業		
傷病手当金	○組合員（任意継続組合員を除く。）が、公務によらない病気又は負傷により、療養のため引き続き勤務に服することができなくなった日以後3日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間（法66条）	○その期間1日につき、支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬の月額の平均額の22分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を1年6か月間（結核性の病気については3年間）支給されます。ただし、報酬が支給される場合は、全部又は、一部が支給されません。 ※(6)附加給付参照 （注） 同一の傷病で障害厚生年金、障害手当金又は出産手当金が支給されるときは、その期間内は支給されない場合があります。

出 産 手 当 金	○ 組員(任意継続組員を除く。)が出産したとき、出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産の日以降56日までの間において勤務に服することができなかった期間(法67条)	○ その期間1日につき支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬の月額平均額の22分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額ただし、報酬が支給される場合は、全部又は一部が支給されません。
	○ 組員(任意継続組員を除く。)が次のいずれかの理由で欠勤したとき(法68条) 1 被扶養者の病気又は負傷 2 配偶者の出産……………14日 3 公務外の不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害……………5日 4 組員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族・一親等の姻族で主として組員の収入で生活している者若しくはその他の被扶養者の婚姻、葬祭……………7日 5 その他運営規則で定めている事由及び期間 ア 被扶養者でない配偶者、子又は父母の病気、負傷、又は死亡……………支部長が必要があると認めた期間 イ 大学・短期大学又は高等学校の通信教育を受けている組員の面接授業等への出席……………支部長が必要があると認めた期間	○ その期間1日につき標準報酬の日額の50%、又は給付額と報酬の一部支給額との差額ただし、報酬が支給される場合は、全部又は一部が支給されません。 (注) 傷病手当金又は出産手当金を受けている期間内は支給できません。

育 児 休 業 手 当 金	○ 組員(任意継続組員を除く。)が育児休業により勤務に服さなかった期間で当該育児休業に係る子が1歳に達する日(1歳の誕生日の前日)までの期間。なお、その子が1歳に達する日以前のいずれの日において、配偶者が育児休業をしている場合は、その子が1歳2ヵ月に達するまでの期間に延長される。ただし、この場合であっても、支給される期間は1年が限度となる(法68条の2)。 また、当該育児休業に係る子が1歳に達した日(1歳の誕生日以降)の期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして財務省令で定める場合に該当するときは、1歳6ヵ月に達する日まで、さらにその子が1歳6ヵ月に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして財務省令で定める場合に該当するときは、2歳に達する日まで、支給期間が延長される。	○ その期間1日につき標準報酬の日額の50% ※(標準報酬の日額の50% ※)に相当する金額が雇用保険給付相当額を超える場合は、その額。)ただし、報酬が支給される場合は、全部又は一部が支給されません。 ※開始から180日までの期間は67%
	○ 組員(任意継続組員を除く。)が介護休業により勤務に服さなかった期間(介護休業の日数を通算して66日を超えない期間)(法68条の3)	○ その期間1日につき標準報酬の日額の67% (標準報酬の日額の67%に相当する金額が雇用保険給付相当額を超える場合は、その額。)ただし、報酬が支給される場合は、全部又は一部が支給されません。
休 業 手 当 金	(3) 出 産	
	出 産 費	○ 組員が出産したとき(法61条) ○ 1年以上組員であった者が退職後6月以内に出産した場合についても準用 (注) 1. 妊娠4月以上(85日以上のこと)の死産、流産、母体保護法に基づく人工妊娠中絶にも支給 2. 双生児出産は倍額支給
	家 族 出 産 費	○ 組員が420,000円(産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における出産でない場合は408,000円) ○ 別途附加給付40,000円((6)附加給付参照)
	○ 組員(任意継続組員を除く。)が出産したとき(法61条) (注) 1. 妊娠4月以上(85日以上のこと)の死産、流産、母体保護法に基づく人工妊娠中絶にも支給 2. 双生児出産は倍額支給	○ 420,000円(産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における出産でない場合は408,000円) ○ 別途附加給付40,000円((6)附加給付参照)

(4) 死 亡																	
埋葬料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が公務によらないで死亡し、その被扶養者が埋葬を行うとき(法63条) (注) 被扶養者であった者が埋葬を行う者がいないときは埋葬を行った者に埋葬に要した費用の範囲内で給付 																
家族埋葬料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員の被扶養者が死亡したとき(法63条) 																
弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が水震火災その他非常災害で死亡したとき、その遺族に支給(法70条) 																
家族弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員の被扶養者が水震火災その他非常災害で死亡したとき、組合員に支給(法70条) 																
(5) 災 害																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損 害 の 程 度</th> <th>給 付 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 次の損害の程度に応じ、それぞれの給付額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 住居と家財の全部滅失等</td> <td>1. 標準報酬の月額分3月分</td> </tr> <tr> <td>2. 住居と家財の$\frac{1}{2}$以上滅失等</td> <td>2. ♫ 2月分</td> </tr> <tr> <td>3. 住居又は家財の全部滅失等</td> <td>3. ♫ 2月分</td> </tr> <tr> <td>4. 住居と家財の$\frac{1}{2}$以上滅失等</td> <td>4. ♫ 1月分</td> </tr> <tr> <td>5. 住居又は家財の$\frac{1}{2}$以上滅失等</td> <td>5. ♫ 1月分</td> </tr> <tr> <td>6. 住居又は家財の$\frac{1}{2}$以上滅失等(法71条)</td> <td>6. ♫ 半月分</td> </tr> </tbody> </table>	損 害 の 程 度	給 付 額	○ 次の損害の程度に応じ、それぞれの給付額		1. 住居と家財の全部滅失等	1. 標準報酬の月額分3月分	2. 住居と家財の $\frac{1}{2}$ 以上滅失等	2. ♫ 2月分	3. 住居又は家財の全部滅失等	3. ♫ 2月分	4. 住居と家財の $\frac{1}{2}$ 以上滅失等	4. ♫ 1月分	5. 住居又は家財の $\frac{1}{2}$ 以上滅失等	5. ♫ 1月分	6. 住居又は家財の $\frac{1}{2}$ 以上滅失等(法71条)	6. ♫ 半月分
損 害 の 程 度	給 付 額																
○ 次の損害の程度に応じ、それぞれの給付額																	
1. 住居と家財の全部滅失等	1. 標準報酬の月額分3月分																
2. 住居と家財の $\frac{1}{2}$ 以上滅失等	2. ♫ 2月分																
3. 住居又は家財の全部滅失等	3. ♫ 2月分																
4. 住居と家財の $\frac{1}{2}$ 以上滅失等	4. ♫ 1月分																
5. 住居又は家財の $\frac{1}{2}$ 以上滅失等	5. ♫ 1月分																
6. 住居又は家財の $\frac{1}{2}$ 以上滅失等(法71条)	6. ♫ 半月分																
災害見舞金																	

(6) 附加給付等	
家族療養費附加金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族療養費を支給する場合において、高額療養費の支払いを受けても、自己負担額が25,000円(組合員の標準報酬月額が53万円以上の場合は50,000円)を超えるとき ただし、高額療養費の支給額により、「自己負担額が50,000円(組合員の標準報酬月額が53万円以上の場合は100,000円)を超えるとき」となる場合があります。
一部負担金払戻金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 療養の給付、療養費及び訪問看護療養費を支給する場合において、高額療養費の支払いを受けても、自己負担額が25,000円(組合員の標準報酬月額が53万円以上の場合は50,000円)を超えるとき ただし、高額療養費の支給額により、「自己負担額が50,000円(組合員の標準報酬月額が53万円以上の場合は100,000円)を超えるとき」となる場合があります。
家族訪問看護療養費附加金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族訪問看護療養費を支給する場合において、高額療養費の支払いを受けても、自己負担額が25,000円(組合員の標準報酬月額が53万円以上の場合は50,000円)を超えるとき
傷病手当金附加金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員(任意継続組合員を除く。)が傷病手当金の支給期間経過後、なお引き続き専ら療養のため勤務に服することができないとき
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標準報酬月額53万円以上の場合、「自己負担額 - (高額療養費 + 50,000円)」、標準報酬月額53万円未満の場合、「自己負担額 - (高額療養費 + 25,000円)」の計算式により得た額(100円未満の端数は切捨て、その額が1,000円未満の場合は不支給) ○ 家族療養費附加金に同じ ○ 家族療養費附加金に同じ ○ 傷病手当金の支給期間経過後、資格喪失日の前日、又は傷病手当金附加金支給開始後6月を経過するまで、傷病手当金と同額を支給

出産費附加金	○ 出産費を支給するとき	○ 40,000円
家族出産費附加金	○ 家族出産費を支給するとき	○ 40,000円
埋葬料附加金	○ 埋葬料を支給するとき	○ 上限額50,000円
家族埋葬料附加金	○ 家族埋葬料を支給するとき	○ 50,000円

<p>任意継続組合員</p> <p>資格……退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者</p> <p>申出方法……退職の日から起算して20日を経過する日までに所定の任意継続組合員となるための申出書を退職時に所属していた共済組合支部に提出する。</p> <p>掛金……任意継続掛金の算定の標準となる額の1000分の77.12（40歳以上65歳未満の任意継続組合員は1000分の95.18）に相当する額を前月末日までに納入する（前納による割引制度がある。）。</p> <p>給付等……短期給付（傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金及び介護休業手当金を除き、当該給付に対応するもの以外の附加給付を含む。）を受け、福祉事業を利用することができる。</p> <p>資格の喪失……次の場合に資格を喪失する。 ○ 2年を経過したとき ○ 死亡したとき ○ 掛金を期日までに納入しなかったとき ○ 他の組合等の被保険者となったとき ○ 書面により脱退を希望したとき</p> <p>（法126条の5）</p>
<p>育児休業者等の掛金免除</p> <p>育児休業をしている組合員が組合に申出をしたときは、掛金の徴収は次のとおりとなります。ただし、ボーナス分の掛金については、1か月を超える期間の育児休業を取得した場合に限り、徴収しません。（法100条の2）</p> <p>①育児休業の開始日と終了日の翌日が異なる月の場合 育児休業を開始した日の属する月から、育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間の掛金は徴収しません。</p> <p>②育児休業の開始日と終了日の翌日が同一月の場合 14日以上育児休業を取得するときは、その月の掛金は徴収しません。</p> <p>また、産前産後休業をしている組合員が組合に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しません（法100条の2の2）。</p>

(二) 長期 給付

種類	給付要件										
老 齡 厚 生 年 金	<p>1. 特別支給の老齢厚生年金 第2号厚生年金被保険者期間を有する昭和36年4月1日以前に生まれた65歳未満の者が、次の(1)から(3)の要件のいずれも満たしたときに支給される (1) 次表に掲げる年齢以上であること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>支給開始年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S28.4.2～30.4.1</td> <td>61歳</td> </tr> <tr> <td>S30.4.2～32.4.1</td> <td>62歳</td> </tr> <tr> <td>S32.4.2～34.4.1</td> <td>63歳</td> </tr> <tr> <td>S34.4.2～36.4.1</td> <td>64歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 1年以上の被保険者期間を有すること (3) 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間が10年以上であること</p>	生年月日	支給開始年齢	S28.4.2～30.4.1	61歳	S30.4.2～32.4.1	62歳	S32.4.2～34.4.1	63歳	S34.4.2～36.4.1	64歳
	生年月日	支給開始年齢									
	S28.4.2～30.4.1	61歳									
S30.4.2～32.4.1	62歳										
S32.4.2～34.4.1	63歳										
S34.4.2～36.4.1	64歳										
<p>2. 本来支給の老齢厚生年金 第2号厚生年金被保険者期間を有する者が、次の(1)及び(2)の要件のいずれも満たしたときに支給される (1) 65歳以上であること (2) 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間が10年以上であること</p> <p>※原則として、在職中である間は年金の支給が停止されるが、在職中であっても総報酬月額相当額と年金の月額合計により、年金額の一部が支給される場合もある</p>											
障 害 厚 生 年 金	<p>1. 障害認定日からの請求 初診日に第2号厚生年金被保険者であり、かつ、障害認定日(初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日又はその前に症状が固定したときはその日)に政令で定める障害の程度が1級から3級までの障害の状態であるとき</p> <p>2. 事後重症 初診日に第2号厚生年金被保険者であり、障害認定日において3級以上に該当しなくなった者が、同一傷病によりその後65歳に達する日の前日までの間に3級以上に該当し、請求したとき等</p>										
	<p>1. 第2号厚生年金被保険者又は第2号厚生年金被保険者であった者が、次のいずれかに該当し、かつ(1)又は(2)の要件に該当する場合は、保険料納付要件を満たしているときに、その者の遺族に支給される (1) 第2号厚生年金被保険者が死亡したとき (2) 第2号厚生年金被保険者であった間に初診日がある傷病により、退職後に初診日から5年以内に死亡したとき (3) 障害厚生年金(1級又は2級)の受給権者が死亡したとき (4) 保険料納付済期間等が25年以上である老齢厚生年金の受給権者又は保険料納付済期間等が25年以上ある者が死亡したとき</p> <p>2. 遺族の範囲 第2号厚生年金被保険者又は第2号厚生年金被保険者であった者が死亡した当時、その者によって生計を維持していた次の者 ①配偶者 ②子 ③父母(配偶者又は子が受給権を取得したときは遺族非該当) ④孫(配偶者、子又は父母が受給権を取得したときは遺族非該当) ⑤祖父母(配偶者、子、父母又は孫が受給権を取得したときは遺族非該当) (注1) 夫、父母、祖父母は55歳以上の者 (注2) 子、孫は18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は20歳未満で2級以上の障害等級に該当する障害状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない者</p>										
遺 族 厚 生 年 金	<p>1. 第2号厚生年金被保険者又は第2号厚生年金被保険者であった者が、次のいずれかに該当し、かつ(1)又は(2)の要件に該当する場合は、保険料納付要件を満たしているときに、その者の遺族に支給される (1) 第2号厚生年金被保険者が死亡したとき (2) 第2号厚生年金被保険者であった間に初診日がある傷病により、退職後に初診日から5年以内に死亡したとき (3) 障害厚生年金(1級又は2級)の受給権者が死亡したとき (4) 保険料納付済期間等が25年以上である老齢厚生年金の受給権者又は保険料納付済期間等が25年以上ある者が死亡したとき</p> <p>2. 遺族の範囲 第2号厚生年金被保険者又は第2号厚生年金被保険者であった者が死亡した当時、その者によって生計を維持していた次の者 ①配偶者 ②子 ③父母(配偶者又は子が受給権を取得したときは遺族非該当) ④孫(配偶者、子又は父母が受給権を取得したときは遺族非該当) ⑤祖父母(配偶者、子、父母又は孫が受給権を取得したときは遺族非該当) (注1) 夫、父母、祖父母は55歳以上の者 (注2) 子、孫は18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は20歳未満で2級以上の障害等級に該当する障害状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない者</p>										
	<p>1. 退職年金 1年以上の引き続く組合員期間を有する者が、次の(1)又は(2)の要件のいずれかに該当したときに支給される (1) 退職した後に65歳に達したとき (2) 65歳に達した日以後に退職したとき</p> <p>2. 公務障害年金及び公務遺族年金 公務に基づく負傷又は病気により、障害の状態になった場合や死亡した場合に支給される</p>										

国民年金法関係

共済組合員及び被扶養配偶者は
国民年金の被保険者となり、国民年金から基礎年金を支給

種類	給付要件(H29.8～)	給付額(R.4～)
老 齡 基 礎 年 金	<p>保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算して10年以上である者が65歳に達したときに支給</p>	<p>年額 777,800円 (20歳から60歳までの40年間の全部が保険料納付済期間であった場合) 保険料納付済期間が40年に満たない場合の年金額 777,800円× ($\frac{\text{保険料納付済期間月数}}{\text{保険料納付済期間月数}} + \frac{\text{保険料免除期間の種類数}}{\text{保険料納付済期間月数}}$) に 応じて計算された月数) 480月</p>
	<p>国民年金の被保険者である間に初診日のある傷病により障害認定日において、政令で定める障害等級1又は2級の障害の状態であるときに支給</p>	<p>1級 972,250円 2級 777,800円 子の加給年金 2人目まで1人につき 223,800円 3人目から1人につき 74,600円</p>
遺 族 基 礎 年 金	<p>国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給資格を有する者の死亡当時、その者によって生計を維持されていた次の配偶者又は子に限り支給 ①配偶者については、次の②の子と生計を同じくしていること ②子については、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は20歳未満であって障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない者 なお、配偶者が遺族基礎年金を受けている間は、子の遺族基礎年金は支給停止となります。また、子の遺族基礎年金は、生計を同じくするその子の父又は母があるときは、その間支給停止となります。</p>	<p>①と②の額を合算した額 1. 配偶者が受ける遺族基礎年金 ①777,800円 ②子1人223,800円 子2人447,600円 子3人以上447,600円に 3人目からの子1人につき 74,600円を加算 2. 子が受ける遺族基礎年金 ①777,800円 ②子1人 — 子2人223,800円 子3人以上223,800円に 3人目からの子1人につき 74,600円を加算 (注)子が受ける遺族基礎年金は、①と②の合算額を子の数で割った額をそれぞれの子に支給</p>

(1) 組合員への貸付		(三) 福 祉 事 業		
種 類	内 容	貸 付 限 度 額	弁 済 条 件	
住 宅 貸 付	組合員の居住する住宅の新築・購入・増改築・修繕若しくは借入れ又は住宅の用に供する土地の購入若しくは借入れに要する費用	組合員期間3～5年未満 退職手当金相当額 (最低保障額300万円) 組合員期間5～10年未満 5年後の退職手当金等相当額 (最低保障額400万円) 組合員期間10～15年未満 5年後の退職手当金等相当額 (最低保障額700万円) 組合員期間15～20年未満 5年後の退職手当金等相当額 (最低保障額1200万円) 組合員期間20年～ 5年後の退職手当金等相当額 (最低保障額1400万円)	50万円以下の額 100月以内 50万円を超え100万円以下の額 150月以内 100万円を超え200万円以下の額 250月以内 200万円を超える額 360月以内 * 1000円単位 元金均等又は元利均等による月賦 返済 (ボーナス併用払い可)	
特 別 住 宅 貸 付	組合員期間が20年以上あり、2年以内に自己都合により退職を予定する組合員又は5年以内に定年退職を予定する組合員の居住する住宅の新築、購入、増改築若しくは修繕に要する費用	退職手当金相当額(最高限度額2,000万円)	自己都合により退職することが2年以内に予定されているものについては24月以内、定年により退職することが5年以内に予定されているものについて60月以内 退職時まで元金一括返済 ただし、支払利息については、毎月返済	
特 別 貸 付	教 育 貸 付	組合員、被扶養者又は被扶養者以外の組合員の子の就学の準備、就学又は就学の継続に要する費用	月取額(俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当等の合計額)の14月分に相当する額。ただし、1回に貸し付けられる額は6月分まで	140月以内 1000円単位 元金均等による月賦返済(ボーナス併用払い可)
	結 婚 貸 付	組合員、被扶養者又は被扶養者以外の組合員の子の結婚に要する費用	月取額(俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当等の合計額)の6月分に相当する額	90月以内 1000円単位 元金均等による月賦返済(ボーナス併用払い可)
	医 療・介 護 貸 付	組合員、被扶養者又は被扶養者以外の組合員の配偶者(事実婚である者を含む。)、子若しくは父母(配偶者の父母を含む。の)医療又は介護に要する費用	月取額(俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当等の合計額)の12月分に相当する額	120月以内 1000円単位 元金均等による月賦返済(ボーナス併用払い可)
	葬 祭 貸 付	被扶養者又は被扶養者以外の組合員の配偶者(事実婚である者を含む。)、子若しくは父母(配偶者の父母を含む。の)の葬祭に要する費用	月取額(俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当等の合計額)の6月分に相当する額	90月以内 1000円単位 元金均等による月賦返済(ボーナス併用払い可)
	災 害 貸 付	組合員、被扶養者又は被扶養者以外の組合員の配偶者(事実婚である者を含む。)、子若しくは父母(配偶者の父母を含む。の)が水災・火災その他の非常災害により住居又は家財に損害を受けたときに要する費用	月取額(俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当等の合計額)の12月分に相当する額ただし、算定した限度額が70万円に満たない場合でも、新たな災害貸付の場合は70万円を限度とする。	120月以内 1000円単位 貸付時の申し出により、貸付けを受けた月から12月以内の期間に限り元金の返済を猶予できる。元金均等による月賦返済(ボーナス併用払い可)
普 通 貸 付	一 般 貸 付	組合員の臨時の支出に要する費用	月取額(俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当等の合計額)の6月分に相当する額	90月以内 1000円単位 元金均等による月賦返済(ボーナス併用払い可)
	物 資 貸 付	組合員の物資の購入に要する費用	月取額(俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当等の合計額)の6月分に相当する額	90月以内 1000円単位 元金均等による月賦返済(ボーナス併用払い可)
* 普通貸付と特別貸付を合わせて月取額の20月分に相当する		額を超える貸付けはできない。		
借受人の資格…引き続き6月以上(住宅貸付については、3年以上)組合員である者 貸付利率…住宅貸付 年1.33% 特別住宅貸付 年1.33% 特別貸付 年1.16% 貸付回数…2回(10日、25日) 1月10日、5月10日は除く 保険制度の利用…住宅貸付又は特別住宅貸付で、一定の条件を満たせば団体信用生命保険育児休業による返済猶予…組合員の申出により育児休業期間に限り元金の返済を猶予		普通貸付 年4.26%	(令和4年10月1日現在)	

区 分	内 容	借 受 人 の 資 格	貸 付 の 限 度 額
財形持家融資	組員員の住宅費 ①建築、購入（中古住宅を含む）、改良 ②土地（住宅の購入又は新築を伴う場合に限る）の購入又は借入れ	①財形貯蓄を継続して1年以上行っていること ②上記期間の要件を満たすこととなった期間の末日から2年以内の申込みであること ③貸付申込日において50万円以上の財形貯蓄残高を有していること	貸付申込日の財形貯蓄残高の10倍（4000万円を限度）の額で次に掲げる額以内 ①財形持家融資のみを受ける場合 貸付申込日の5年後の退職手当相当額＋200万円 ②共済組合の住宅貸付と併せて財形持家融資を受ける場合 ①の額から共済組合の住宅貸付の額（又は残高）を控除した額 ③共済組合の特別住宅貸付と併せて財形持家融資を受ける場合 貸付申込日に退職したとすれば受けることとなる退職手当額から共済組合の特別住宅貸付の額（又は残高）を控除した額
	期 間	180月 ※ただし、住宅の新築又は新築住宅の購	入の場合は、180月、240月又は300月から選択
	貸付金利息…年0.82%（5年間固定金利制）（金融情勢の変動により※令和5年4月貸付分までの間、貸付申込日において18歳に達する日「フラット35（地域連携型）」を併用する、組員員に対する※自然災害及び指定災害により住宅等に被害を受けた貸付申込…資金借受申込書を支部長を経由して本部長に提出する。		変更がある。 以後の最初の3月31日までの間にある子等を扶養する組員員に対する貸付に係るものは、年0.62% 貸付に係るものは、年0.57% 組員員に対する貸付に係るものは、年0.62%

（令和4年7月1日現在）

<p>(2) 人間ドック、脳ドック又はPET検査及び……年度内にいずれかそのオプション検査の受検費用補助 ※オプション検査のみを受検した場合は支給されません。 《利用方法》 【予約精算代行サービスを利用する場合】 医療機関への予約を代行業者（ホームネット株式会社）を通じての窓口で支払います。 利用にあたっては、人間ドック予約センターへの申込み（インターネットネットワークサイト：https://www.hndb.jp/court/） 【予約精算代行サービスを利用しない場合】 人間ドック等を行っている医療機関等へ直接予約して受検する方法（所属の共済組合支部にお問い合わせください）。</p>	<p>の検査1回について満30歳以上の組合員及び被扶養配偶者に30,000円を補助（ただし、受検費用を限度とする。） 行い、受検料については補助額30,000円を超える自己負担分を、受診した医療機関ネット、郵送又はFAXが必要となります。 FAX番号：0120-187-773 で、補助費については受検後に請求することになります（具体的な補助の手続きは、</p>
<p>(3) 災害対策費………災害見舞金（P12）の支給の対象となる組合</p>	<p>員に対する生活必需物資の供給に相当する費用の支給（最高10万円）</p>
<p>(4) 引越システム、法人カード（JCB、三井住友VISA）</p>	
<p>(5) 生命保険及び損害保険の団体取扱（P24～29）</p>	
<p>(6) 裁判所共済組合健康ダイヤル24 《24時間電話健康相談サービス》…… 健康、育児、介護、医療相談及び医療機関情報等について電話又はEメール相談ページ：https://t-pec.jp/websoudan/ ユーザー名：kyousai パスワード：kyousai 《メンタルヘルスのカウンセリングサービス》…… 専門の心理カウンセラーが電話及びWebにより相談を受け付けます。 Web相談ページ：https://t-pec.jp/websoudan/ ユーザー名：kyousai パスワード：kyousai 《専門医の手配紹介（セカンドオピニオンサービス）》…… 電話及び面談によるセカンドオピニオンサービス及び専門医・専門医療</p>	<p>フリーダイヤル：0120-384-943 ールで相談を受けることができます。 フリーダイヤル：0120-384-943 全国の都道府県で面談（年間5回まで）によるカウンセリングも利用可能です。 フリーダイヤル：0120-384-214 機関情報の提供等のサービスを受けることができます。</p>
<p>(7) 福利厚生パッケージサービス………宿泊施設から生活支援、育 することができます。 パッケージサービス名：ベネフィット・ステーション</p>	<p>児・介護まで多彩で充実したサービスメニューを、優待料金で利用 会員専用ホームページ https://www.benefit-one.co.jp/</p>

〈グループ保険の保険金額と月額保険料表〉

新グループ保険

本人・配偶者

(R4.10.1～R5.9.30)

対象	保険金	保険年齢												
		15歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	
本人・配偶者	100万円	男性	71 ^円	89 ^円	119 ^円	169 ^円	244 ^円	350 ^円	534 ^円	789 ^円				
		女性	47	76	92	128	172	217	286	384				
	300万円	男性	213	267	357	507	732	1,050	1,602	2,367				
		女性	141	228	276	384	516	651	858	1,152				
	500万円	男性	355	445	595	845	1,220	1,750	2,670	3,945				
		女性	235	380	460	640	860	1,085	1,430	1,920				
	1,000万円	男性	710	890	1,190	1,690	2,440	3,500	5,340	7,890				
		女性	470	760	920	1,280	1,720	2,170	2,860	3,840				
	1,500万円	男性	1,065	1,335	1,785	2,535	3,660	5,250	8,010	11,835				
		女性	705	1,140	1,380	1,920	2,580	3,255	4,290	5,760				
	2,000万円	男性	1,420	1,780	2,380	3,380	4,880	7,000	10,680	15,780				
		女性	940	1,520	1,840	2,560	3,440	4,340	5,720	7,680				
2,500万円	男性	1,775	2,225	2,975	4,225	6,100	8,750	13,350	—					
	女性	1,175	1,900	2,300	3,200	4,300	5,425	7,150	—					
本人	3,000万円	男性	2,130	2,670	3,570	5,070	7,320	10,500	16,020	—				
		女性	1,410	2,280	2,760	3,840	5,160	6,510	8,580	—				
	3,500万円	男性	2,485	3,115	4,165	5,915	8,540	12,250	18,690	—				
		女性	1,645	2,660	3,220	4,480	6,020	7,595	10,010	—				
	4,000万円	男性	2,840	3,560	4,760	6,760	9,760	14,000	21,360	—				
		女性	1,880	3,040	3,680	5,120	6,880	8,680	11,440	—				
	4,500万円	男性	3,195	4,005	5,355	7,605	10,980	15,750	24,030	—				
		女性	2,115	3,420	4,140	5,760	7,740	9,765	12,870	—				
	5,000万円	男性	3,550	4,450	5,950	8,450	12,200	17,500	26,700	—				
		女性	2,350	3,800	4,600	6,400	8,600	10,850	14,300	—				
	6,000万円	男性	4,260	5,340	7,140	10,140	14,640	21,000	32,040	—				
		女性	2,820	4,560	5,520	7,680	10,320	13,020	17,160	—				
7,000万円	男性	4,970	6,230	8,330	11,830	17,080	24,500	37,380	—					
	女性	3,290	5,320	6,440	8,960	12,040	15,190	20,020	—					

こども

保険年齢3歳～22歳			
保険金	100万円	200万円	300万円
月額保険料	70 ^円	140 ^円	210 ^円
			400万円
			280 ^円

★加入者は、ヘルスケアサポートが利用できます。詳細は、募集パンフレットを確認ください。

総合医療保険

(R4.10.1～R5.9.30)

対象	保険年齢	月払保険料		対象	保険年齢	月払保険料	
		入院給付金日額 5,000円コース	入院給付金日額 10,000円コース			入院給付金日額 5,000円コース	入院給付金日額 10,000円コース
本人・ 配偶者	15歳～19歳	590円	1,180円	こども	45歳～49歳	1,555円	3,110円
	20歳～24歳	885円	1,770円		50歳～54歳	2,010円	4,020円
	25歳～29歳	1,105円	2,210円		55歳～59歳	2,710円	5,420円
	30歳～34歳	1,210円	2,420円		60歳～64歳	3,600円	7,200円
	35歳～39歳	1,260円	2,520円		65歳～69歳	4,870円	9,740円
	40歳～44歳	1,325円	2,650円	～70歳	6,145円	12,290円	
					0歳～22歳	780円	—

3大疾病保障保険

(R4.10.1～R5.9.30)

対象	死亡保険金 3大疾病 保険金	上皮内 新生物診断 保険金	月払保険料 (概算)															
			(上段：男性、下段：女性)					満年齢										
			15歳～19歳		20歳～24歳		25歳～29歳		30歳～34歳		35歳～39歳		40歳～44歳		45歳～49歳		50歳～54歳	
本人・ 配偶者	100万円 200万円 300万円	10万円 20万円 30万円	189円		222円		235円		270円		354円		452円		701円		1,065円	
			174円		191円		233円		312円		454円		640円		822円		1,034円	
			378円		444円		470円		540円		708円		904円		1,402円		2,130円	
本人・ 配偶者	200万円	20万円	348円		382円		466円		624円		908円		1,280円		1,644円		2,068円	
			567円		666円		705円		810円		1,062円		1,356円		2,103円		3,195円	
			522円		573円		699円		936円		1,362円		1,920円		2,466円		3,102円	
本人・ 配偶者	100万円	10万円	1,636円		2,531円		3,818円		4,811円		100万円		189円		222円		222円	
			1,238円		1,567円		2,097円		2,497円		100万円		174円		191円		191円	
			3,272円		5,062円		7,636円		9,622円		200万円		378円		444円		444円	
本人・ 配偶者	200万円	20万円	2,476円		3,134円		4,194円		4,994円		200万円		348円		382円		382円	
			4,908円		7,593円		11,454円		14,433円		300万円		567円		666円		666円	
			3,714円		4,701円		6,291円		7,491円		300万円		522円		573円		573円	

団体傷害保険

(R4.10.1午後4時～R5.10.1午後4時)

コース	タイプ	補償額				通院 (1日あたり)	手術 (1回あたり)	金額		保険料	タイプ	保険料	保険の対象となる方
		死亡・後遺障害	入院 (1日あたり)	介護補償 (年額)	外傷補償 (年額)			個人賠償 責任補償					
ファミリーコース	A	250万円	3,000万円	1,000万円	110万円	3,000万円	1,000万円	2,080万円	AA	2,270万円	下記の人が保険の対象となります。 ① 被保険者本人の配偶者 ② 被保険者本人又はその配偶者の同居の親族 ③ 被保険者本人又はその配偶者の別居の未婚の子		
	B	257万円	3,500万円	1,600万円	120万円	3,000万円	2,000万円	2,570万円	BB	2,800万円			
	C	280万円	4,500万円	2,000万円	130万円	3,000万円	3,000万円	3,080万円	CC	3,330万円			
	D	525万円	7,500万円	3,500万円	130万円	3,000万円	3,000万円	5,150万円	DD	5,570万円			
自賠車アクシデン	X	350万円	4,500万円	2,500万円	130万円	3,000万円	3万円	3,560万円	XX	3,850万円			
	M	100万円	2,000万円	1,000万円	120万円	3,000万円	3万円	1,550万円	MM	1,710万円			
カブルコース	E	210万円	4,000万円	2,000万円	280万円	5,000万円	1,000万円	1,630万円	EE	1,740万円	被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。		
	F	350万円	6,000万円	2,500万円	300万円	5,000万円	2,000万円	2,170万円	FF	2,340万円			
	G	388万円	8,000万円	3,500万円	300万円	5,000万円	3,000万円	2,720万円	GG	2,970万円			
	H	533万円	13,000万円	6,500万円	300万円	5,000万円	3,000万円	4,350万円	HH	4,740万円			
自賠車アクシデン	Y	450万円	8,000万円	4,000万円	300万円	5,000万円	3万円	2,980万円	YY	3,260万円			
	N	100万円	2,000万円	1,000万円	120万円	3,000万円	3万円	850万円	NN	950万円			

コース	タイプ	補償額				通院 (1日あたり)	手術 (1回あたり)	金額		通院 (年額)	手術 (年額)	個人賠償 責任補償	保険料	タイプ	保険料	保険の対象となる方
		死亡・後遺障害	入院 (1日あたり)	介護補償 (年額)	外傷補償 (年額)											
パーソナルコース	I	420万円	4,000万円	2,000万円	400万円	5,000万円	1,000万円	1,110万円	400万円	5,000万円	1,110万円	1,110万円	II	1,170万円	下記のうち5名を指定して被保険者として指定された方(被保険者本人)が保険の対象となります。 ① 本人も ② 本人の配偶者 ③ 本人も ④ 本人の親族 ⑤ 配偶者(以上、同居を問わない)	
	J	890万円	6,000万円	2,500万円	400万円	5,000万円	2,000万円	1,650万円	400万円	5,000万円	2,210万円	2,210万円	JJ	1,740万円		
	K	1,280万円	8,000万円	3,500万円	400万円	5,000万円	3,000万円	2,210万円	400万円	5,000万円	3,330万円	3,330万円	KK	2,340万円		
	L	1,760万円	13,000万円	6,500万円	400万円	5,000万円	3,000万円	4,350万円	400万円	5,000万円	4,740万円	4,740万円	LL	3,530万円		
自賠車アクシデン	Z	1,500万円	8,000万円	4,000万円	400万円	5,000万円	3万円	2,470万円	400万円	5,000万円	3万円	2,620万円	ZZ	2,620万円		
	O	100万円	2,000万円	1,000万円	120万円	3,000万円	3万円	500万円	120万円	3,000万円	3万円	850万円	OO	950万円	同僚の親族	

★加入者は、SOMPO健康・生活サポートサービスが利用できます。詳細は、共済ホームページを確認ください。
★保険料は、加入者数、昨年度の事故状況、保険料率の改定等によって上下することがあります。 ※満期返戻金・配当はありません。

弁護のちから

補償内容と保険料(保険期間:1年間) (R4.10.1午後4時～R5.10.1午後4時)

補償内容	補償内容(保険金の種類)		保険金額	
	法律相談費用(自己負担額1,000円)	弁護士委任費用(自己負担割合10%)	通算10万円限度	通算300万円限度
弁護士費用補償				

補償対象となるトラブルと加入タイプ

	①人格権侵害	②被害事故	③借地・借家	④遺産分割調停	⑤離婚調停	月払保険料
PB1	○	○	○	○	○	420円
PB2	○	○	○	○	×	370円
PB3	○	○	×	×	×	180円

連 合 会 宿 泊 施 設 一 覧

施 設 名 称	所 在 地
KKR はこだて	北海道函館市湯川町2-8-14 0138-57-8484
KKR かわゆ	北海道川上郡弟子屈町川湯温泉1-2-15 015-483-2643
KKR 蔵王 白銀荘	山形県山形市蔵王温泉904-8 023-694-9187
KKR 水上 水明荘	群馬県利根郡みなかみ町大穴859 0278-72-2345
KKR ホテル東京	東京都千代田区大手町1-4-1 03-3287-2921
KKR ホテル中目黒	東京都目黒区東山1-27-15 03-3713-8131
KKR ポートヒル横浜	神奈川県横浜市中区山手町115 港の見える丘公園 045-621-9684
KKR 江ノ島 ニュー向洋	神奈川県藤沢市片瀬海岸1-7-23 0466-23-7710
KKR 鎌倉 わかみや	神奈川県鎌倉市由比が浜4-6-13 0467-25-4321
KKR 逗子 松汀園	神奈川県逗子市新宿3-2-26 046-871-2042
KKR 宮の下	神奈川県足柄下郡根町木賀1014 0460-87-2350
KKR 湯 <small>ゆ</small> き <small>ぐ</small> に	新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢2574 025-784-3424
KKR ホテル金沢	石川県金沢市大手町2-32 076-264-3261
KKR 甲府 ニュー芙蓉	山梨県甲府市塩部3-6-10 055-252-1327
KKR 諏訪湖荘	長野県諏訪市湖畔通り5-7-7 0266-58-1259
KKR 下呂 しらさぎ	岐阜県下呂市森1209 0576-25-5505
KKR 平湯 たから荘	岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯763-12 0578-89-2626

施 設 名 称	所 在 地
KKR 沼津 はまゆう	静岡県沼津市志下192 055-931-0592
KKR ホテル熱海	静岡県熱海市春日町7-39 0557-85-2000
KKR 伊豆長岡 千蔵	静岡県伊豆の国市古奈82 055-948-0010
KKR ホテル名古屋	愛知県名古屋市中区三の丸1-5-1 052-201-3326
KKR 鳥羽 いそぶえ荘	三重県鳥羽市安楽島町1075 0599-25-3226
KKR ホテル わび	滋賀県大津市下阪本1-1-1 077-578-2020
KKR 京都 くにと荘	京都府京都市上京区河原町通神口上る東入裏桜町27-3 075-222-0092
KKR ホテル大阪	大阪府大阪市中央区馬場町2-24 06-6941-1122
KKR ホテル梅田	大阪府大阪市北区堂山町4-1 06-6362-6800
KKR 城崎 玄武	兵庫県豊岡市城崎町湯島75 0796-32-2631
KKR 奈良 みかさ荘	奈良県奈良市高畑大道町1224 0742-22-5382
KKR 白浜 美浜荘	和歌山県西牟婁郡白浜町1564-2 0739-42-3383
KKR 山口 あさくら	山口県山口市神田町2-18 083-922-3268
KKR 道後 ゆづき	愛媛県松山市岩崎町1-7-37 089-941-2934
KKR ホテル博多	福岡県福岡市中央区薬院4-21-1 092-521-1361
KKR ホテル熊本	熊本県熊本市中央区千葉城町3-31 096-355-0121

※宿泊料金については、時期、利用人数により変動するため利用の際各施設に直接問い合わせてください。

直営病院 連合会病院一覧

病院名	電話	所在地
斗南病院	011-231-2121	札幌市中央区北4条西7丁目3-8
KKR札幌医療センター	011-822-1811	札幌市豊平区平岸一条6-3-40
東北公済病院	022-227-2211	仙台市青葉区国分町2-3-11
水府病院	029-309-5000	水戸市赤塚1-1
立川病院	042-523-3131	立川市錦町4-2-22
九段坂病院	03-3262-9191	東京都千代田区九段南1-6-12
虎の門病院	03-3588-1111	東京都港区虎ノ門2-2-2
三宿病院	03-3711-5771	東京都目黒区上目黒5-33-12
虎の門病院分院	044-877-5111	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1
名城病院	052-201-5311	名古屋市中区三の丸1-3-1
東海病院	052-711-6131	名古屋市千種区千代田橋1-1-1
北陸病院	076-243-1191	金沢市泉が丘2-13-43
枚方公済病院	072-858-8233	枚方市藤阪東町1-2-1

直営病院 連合会病院一覧

病院名	電話	所在地
大手前病院	06-6941-0484	大阪市中央区大手前1-5-34
広島記念病院	082-292-1271	広島市中区本川町1-4-3
吉島病院	082-241-2167	広島市中区吉島東3-2-33
高松病院	087-861-3261	高松市天神前4-18
新小倉病院	093-571-1031	北九州市小倉北区金田1-3-1
千早病院	092-661-2211	福岡市東区千早2-30-1
浜の町病院	092-721-0831	福岡市中央区長浜3-3-1
新別府病院	0977-22-0391	別府市大字鶴見3898
熊本中央病院	096-370-3111	熊本市南区田井島1-5-1

※診療科目や診療時間などについては、
各病院に直接問い合わせてください。

管理病院 連合会病院一覧

病院名	電話	所在地
東京共済病院	03-3712-3151	東京都目黒区中目黒2-3-8
横須賀共済病院	046-822-2710	横須賀市米が浜通1-16
横浜南共済病院	045-782-2101	横浜市金沢区六浦東1-21-1
横浜栄共済病院	045-891-2171	横浜市栄区桂町132
平塚共済病院	0463-32-1950	平塚市追分9-11
舞鶴共済病院	0773-62-2510	舞鶴市字浜1035
舞鶴こども療育センター	0773-63-4865	舞鶴市行永2410-37
呉共済病院	0823-22-2111	呉市西中央2-3-28
呉共済病院忠海分院	0846-26-0250	広島県竹原市忠海中町2-2-45
佐世保共済病院	0956-22-5136	佐世保市島地町10-17

※診療科目や診療時間などについては、各病院に直接問い合わせてください。

特別休暇表

事由	休暇の期間
1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
3 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事院が定めるものにおける活動 ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間
5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	人事院が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
6 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の人事院が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
7 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
8 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

事 由	休暇の期間
9 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員が9の休暇を使用しようとする日における9の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
10 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。11において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	人事院が定める期間内における2日の範囲内の期間
11 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間
12 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下、12において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
13 勤務時間法第20条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（要介護者）の介護その他の人事院が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
14 職員の親族（別表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ別表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
15 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後人事院の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
16 職員が夏季における益等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、勤務時間法第13条の2第1項の規定により取り振られた勤務時間の全部について超額代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を算じて算出として連続する3日の範囲内の期間

事 由	休暇の期間
17 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
18 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
19 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

(別表) 忌 引 日 数 表

親 族	日 数
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	7日
父母	5日
子	
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

年 齡 早 見 表

(令和5年・西暦2023年)

生 年	十 二 支	千 二 支	年 齡	西 曆	生 年	十 二 支	千 二 支	年 齡	西 曆
大正 12	癸	亥	100	1923	昭和 48	癸	丑	50	1973
13	甲	子	99	1924	49	甲	寅	49	1974
14	乙	丑	98	1925	50	乙	卯	48	1975
(昭 1) 12.25) 15	丙	寅	97	1926	51	丙	辰	47	1976
昭和 2	丁	卯	96	1927	52	丁	巳	46	1977
3	戊	辰	95	1928	53	戊	午	45	1978
4	己	巳	94	1929	54	己	未	44	1979
5	庚	午	93	1930	55	庚	申	43	1980
6	辛	未	92	1931	56	辛	酉	42	1981
7	壬	申	91	1932	57	壬	戌	41	1982
8	癸	酉	90	1933	58	癸	亥	40	1983
9	甲	戌	89	1934	59	甲	子	39	1984
10	乙	亥	88	1935	60	乙	丑	38	1985
11	丙	子	87	1936	61	丙	寅	37	1986
12	丁	丑	86	1937	62	丁	卯	36	1987
13	戊	寅	85	1938	63	戊	辰	35	1988
14	己	卯	84	1939	(平 1) 1.8) 64	己	巳	34	1989
15	庚	辰	83	1940	2	庚	午	33	1990
16	辛	巳	82	1941	3	辛	未	32	1991
17	壬	午	81	1942	4	壬	申	31	1992
18	癸	未	80	1943	5	癸	酉	30	1993
19	甲	申	79	1944	6	甲	戌	29	1994
20	乙	酉	78	1945	7	乙	亥	28	1995
21	丙	戌	77	1946	8	丙	子	27	1996
22	丁	亥	76	1947	9	丁	丑	26	1997
23	戊	子	75	1948	10	戊	寅	25	1998
24	己	丑	74	1949	11	己	卯	24	1999
25	庚	寅	73	1950	12	庚	辰	23	2000
26	辛	卯	72	1951	13	辛	巳	22	2001
27	壬	辰	71	1952	14	壬	午	21	2002
28	癸	巳	70	1953	15	癸	未	20	2003
29	甲	午	69	1954	16	甲	申	19	2004
30	乙	未	68	1955	17	乙	酉	18	2005
31	丙	申	67	1956	18	丙	戌	17	2006
32	丁	酉	66	1957	19	丁	亥	16	2007
33	戊	戌	65	1958	20	戊	子	15	2008
34	己	亥	64	1959	21	己	丑	14	2009
35	庚	子	63	1960	22	庚	寅	13	2010
36	辛	丑	62	1961	23	辛	卯	12	2011
37	壬	寅	61	1962	24	壬	辰	11	2012
38	癸	卯	60	1963	25	癸	巳	10	2013
39	甲	辰	59	1964	26	甲	午	9	2014
40	乙	巳	58	1965	27	乙	未	8	2015
41	丙	午	57	1966	28	丙	申	7	2016
42	丁	未	56	1967	29	丁	酉	6	2017
43	戊	申	55	1968	30	戊	戌	5	2018
44	己	酉	54	1969	(令 1) 5.1) 31	己	亥	4	2019
45	庚	戌	53	1970	2	庚	子	3	2020
46	辛	亥	52	1971	3	辛	丑	2	2021
47	壬	子	51	1972	4	壬	寅	1	2022
					5	癸	卯	0	2023

年齢は誕生日以後の満年齢数。誕生日前の方は上表年齢から1を引いて下さい。

年利⇨日歩換算表

年 利	日 歩	年 利	日 歩	年 利	日 歩
割分厘	錢 厘毛糸	割分厘	錢 厘毛糸	割分厘	錢 厘毛糸
10	273	50	1.369	90	2.465
11	301	51	1.397	91	2.493
12	328	52	1.424	92	2.520
13	356	53	1.452	93	2.547
14	383	54	1.479	94	2.575
15	410	55	1.506	95	2.602
16	438	56	1.534	96	2.630
17	465	57	1.561	97	2.657
18	493	58	1.589	98	2.684
19	520	59	1.616	99	2.712
20	547	60	1.643	100	2.739
21	575	61	1.671	101	2.767
22	602	62	1.698	102	2.794
23	630	63	1.726	103	2.821
24	657	64	1.753	104	2.849
25	684	65	1.780	105	2.876
26	712	66	1.808	106	2.904
27	739	67	1.835	107	2.931
28	767	68	1.863	108	2.958
29	794	69	1.890	109	2.986
30	821	70	1.917	110	3.013
31	849	71	1.945	111	3.041
32	876	72	1.972	112	3.068
33	904	73	2.000	113	3.095
34	931	74	2.027	114	3.123
35	958	75	2.054	115	3.150
36	986	76	2.082	116	3.178
37	1.013	77	2.109	117	3.205
38	1.041	78	2.136	118	3.232
39	1.068	79	2.164	119	3.260
40	1.095	80	2.191	120	3.287
41	1.123	81	2.219	125	3.424
42	1.150	82	2.246	130	3.561
43	1.178	83	2.273	135	3.698
44	1.205	84	2.301	140	3.835
45	1.232	85	2.328	145	3.972
46	1.260	86	2.356	150	4.109
47	1.287	87	2.383	155	4.246
48	1.315	88	2.410	160	4.383
49	1.342	89	2.438	165	4.520

印紙税額一覧表 1

〔10万円以下
又は10万円以上……
10万円は含まれる
又は10万円未満……
10万円は含まれない〕

番号	文書の種類 (物件名)	印紙税額 (1通又は1冊につき)
1	1 (不動産、遺棄権、無体財産権、船舶若しくは航空権又は船舶の譲渡に関する契約書) (注) 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、部分及び著作権を指す。 (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など 2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など 3 消費貸借に関する契約書 (例) 金銭消費貸借契約書 4 運送に関する契約書 (注) 運送に関する契約書には、船舶契約書を含み、乗客券、乗船券、航空券及び送り状は含まれない。 (例) 運送契約書、貨物運送引受書など 上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成9年4月1日から令和9年(2024年)3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されている。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本欄とおお200円となります。	記載された契約金額が1万円未満 非課税 1万円以上、10万円未満 200円 10万円を超え50万円以下 400円 50万円を超え100万円以下 1千円 100万円を超え200万円以下 2千円 200万円を超え500万円以下 4千円 500万円を超え1千万円以下 1万円 1千万円を超え5千万円以下 2万円 5千万円を超え1億円以下 4万円 1億円を超え5億円以下 6万円 5億円を超え10億円以下 10万円 10億円を超え50億円以下 40万円 50億円を超えるもの 60万円
	〔平成26年4月1日～令和9年(2024年)3月31日〕 記載された契約金額が 1万円以上、50万円以下 200円 50万円を超え100万円以下 500円 100万円を超え500万円以下 1千円 500万円を超え1千万円以下 1万円 1千万円を超え5千万円以下 2万円 5千万円を超え1億円以下 3万円 1億円を超え5億円以下 6万円 5億円を超え10億円以下 16万円 10億円を超え50億円以下 32万円 50億円を超えるもの 48万円	
2	(請負に関する契約書) (注) 請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家・プロデューサー)、プロモーター、プロレスラー、音楽家、舞臺家、テレビジョン放送の演技者(演出家・プロデューサー)が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。 (例) 工事請負契約書、工事注文書、物品加工注文書、広告契約書、映画音楽専属契約書、請負金変更契約書など 上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されたもので、平成9年4月1日から令和9年(2024年)3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本欄とおお200円となります。	記載された契約金額が1万円未満 非課税 1万円以上、100万円未満 200円 100万円を超え200万円以下 400円 200万円を超え300万円以下 1千円 300万円を超え500万円以下 2千円 500万円を超え1千万円以下 1万円 1千万円を超え5千万円以下 2万円 5千万円を超え1億円以下 4万円 1億円を超え5億円以下 6万円 5億円を超え10億円以下 16万円 10億円を超え50億円以下 32万円 50億円を超えるもの 48万円
	〔平成26年4月1日～令和9年(2024年)3月31日〕 記載された契約金額が 1万円以上、200万円未満 200円 200万円を超え500万円以下 500円 500万円を超え1千万円以下 1万円 1千万円を超え5千万円以下 2万円 5千万円を超え1億円以下 3万円 1億円を超え5億円以下 6万円 5億円を超え10億円以下 16万円 10億円を超え50億円以下 32万円 50億円を超えるもの 48万円	
3	(約束手形、為替手形) (注) 1. 手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したとは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。 2. 振出人の署名のない白手形(手形金額の記載のないもの)は除きます。但し、引受人やその他の正当当事者の署名のあるものは、引受人やその他の正当当事者がその手形を作成したことになります。 (例) ①一括払のもの ②金融機関相互間のもの ③外国通貨で金額を表示したもの ④非引付者円表示のもの ⑤引当額引受書	記載された手形金額が10万円未満 非課税 10万円以上100万円未満 200円 100万円を超え200万円以下 400円 200万円を超え300万円以下 600円 300万円を超え500万円以下 1千円 500万円を超え1千万円以下 2千円 1千万円を超え2千万円以下 4千円 2千万円を超え3千万円以下 6千円 3千万円を超え5千万円以下 1万円 5千万円を超え1億円以下 2万円 1億円を超え2億円以下 4万円 2億円を超え3億円以下 6万円 3億円を超え5億円以下 10万円 5億円を超え10億円以下 15万円 10億円を超えるもの 20万円
	記載された手形金額が10万円未満 非課税 10万円以上 200円	

印紙税額一覧表 2

〔10万円以下
又は10万円以上……
10万円は含まれる
又は10万円未満……
10万円は含まれない〕

番号	文書の種類 (物件名)	印紙税額 (1通又は1冊につき)
4	(株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券) (注) 1. 出資証券には、投資証券を含みます。 2. 社債券には、特約の法律により法人の発行する債券及び相互会社の社債券を含みます。	記載された券面金額が500万円以下 200円 500万円を超え1千万円以下 1千円 1千万円を超え5千万円以下 2千円 5千万円を超え1億円以下 1万円 1億円を超え2億円 2万円 (注) 株券、投資証券については、株口目当たりの払込金(新株口数)をかけた金額を券面金額とします。
5	(合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書)	4万円
6	[定 款 (原本に限る。)]	4万円
7	(継続的取引の基本となる契約書(契約期間が3か月以内で、かつ更新の定めのないものは除く。)) 買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	4千円
8	[預金証書、貯金証書]	
9	[倉庫証券、船舶証券、複合運送証券]	
10	[保険証券]	
11	[信用状]	
12	(信託行為に関する契約書(信託証券を含む。))	200円
13	(債務の保証に関する契約書(主たる債務の契約書に併記するものを除く。))	
14	[金銭又は有価証券の寄託に関する契約書]	
15	(債権譲渡又は債務引受けに関する契約書)	記載された契約金額が1万円未満 非課税 1万円以上 200円 契約金額の記載のないもの 200円
16	[相当金額収証、配当金振込通知書]	記載された配当金額が3千円未満 非課税 3千円以上 200円 配当金額の記載のないもの 200円
17	(売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書、商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など) (注) 1. 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(権利を設定することを含まず。)による対価及び投資を提供することによる対価であり、手数料を含みます。 2. 株券等の譲渡代金、保険料、公債債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。	記載された受取金額が5万円未満(※) 非課税 100万円以下 200円 100万円を超え200万円以下 400円 200万円を超え500万円以下 1千円 500万円を超え1千万円以下 2千円 1千万円を超え5千万円以下 4千円 5千万円を超え1億円以下 6千円 1億円を超え2億円以下 10万円 2億円を超え3億円以下 15万円 3億円を超え5億円以下 20万円 5億円を超え10億円以下 30万円 10億円を超えるもの 40万円 受取金額の記載のないもの 200円 営業に關しないもの 非課税
	[売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書] 借入金等の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	記載された受取金額が5万円未満(※) 非課税 5万円以上(※) 200円 営業に關しないもの 非課税
	[預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳]	1年ごとに 200円
19	(消費貸借通帳、借付通帳、有価証券の預り通帳、金銭の取引通帳等の通帳(18に該当するものを除く。))	1年ごとに 400円
20	[取 引 帳]	1年ごとに 4千円

●法律等の改正により内容が変更になることがあります。くわしくは税務署、または国税庁のホームページ「<https://www.nta.go.jp>」でご確認ください。

(令和4年10月1日現在)

国内郵便料金

郵便物

令和4年10月1日現在

種類	内 容	重 量	料 金		
			規格内	規格外	
第一種	定 形 長さが14～23.5cm、幅が9～12cm、厚さが1cmまでのもの。	25gまで	84円		
		50gまで	94円		
	定 形 外 (上記の形状であっても50gを超えると定形外になります。)	50gまで	120円	200円	
		100gまで	140円	220円	
		150gまで	210円	300円	
		250gまで	250円	350円	
		500gまで	390円	510円	
		1kgまで	580円	710円	
		2kgまで	—	1,040円	
	4kgまで	—	1,350円		
ミニレター(郵便書簡)	25gまで	63円			
第二種	通常はがき	—	63円		
	往復はがき	—	126円		
第三種	下記以外の第三種郵便物	50gまで	63円		
		50gを超える1kgまで、50gまでごとに	8円増		
	毎月3回以上発行する新聞紙1部又は1日分を内容とし、発行人又は売りさばき人から差し出されるもの	50gまで	42円		
		50gを超える1kgまで、50gまでごとに	6円増		
	心身障がい者団体の発行する定期行物を内容とし、発行人から差し出されるもの	毎月3回以上発行する新聞紙	50gまで	8円	
		その他のもの	50gを超える1kgまで、50gまでごとに	3円増	
第四種	通信教育用郵便物	100gまで	15円		
		100gを超える1kgまで、100gまでごとに	10円増		
	点字郵便物、特定録音物等郵便物(3kgまで)		無 料		
	植物種子等郵便物	50gまで	73円		
		75gまで	110円		
		100gまで	130円		
		150gまで	170円		
		200gまで	210円		
		300gまで	240円		
		400gまで	290円		
		400gを超える1kgまで、100gまでごとに	52円増		
	学術刊行物郵便物(日本郵便が指定するもの)	100gまで	37円		
		100gを超える1kgまで、100gまでごとに	26円増		

※規格は、長辺34cm・短辺25cm・厚さ3cm及び重量1kgまでのものです。

国内郵便料金

オプションサービス

令和4年10月1日現在

種類	区 別		料 金	
書 留	(手紙・はがき)	現金書留	損害要償額1万円まで	435円
			損害要償額1万円を超え5千円までごとに	10円増
		一般書留 (現金以外)	損害要償額10万円まで	435円
			損害要償額10万円を超え5万円までごとに	21円増
	簡易書留	(損害要償額5万円まで)	320円	
	(ゆうメール)	一般書留 (現金以外)	損害要償額10万円まで	380円
損害要償額10万円を超え5万円までごとに			21円増	
簡易書留		(損害要償額5万円まで)	320円	
速 達	郵便物 (手紙・はがき)	250gまで	260円	
		1kgまで	350円	
		4kgまで	600円	
	荷物 (ゆうメール)		330円	
※引受時刻証明			320円	
※配達証明	配達した事実を証明するものです。	差出しの際	320円	
		差出し後(基本料金支払い済)	440円	
※内容証明	どのような内容の文書を差出したかを証明するものです。	① 同文内容証明以外のもの	謄本1枚	440円
			謄本1枚を超える1枚増すごとに	260円増
		② 同文内容証明	1通	①と同額
			1通を超えるごとに	①の半額
謄本閲覧(1回につき)			440円	
※1代金引換	引換金額200万円まで		265円	
※特別送達			570円	
※特定記録			160円	
※本人限定受取			105円	
配達日指 定	郵便物 (第一種・第二種・ 第四種の一部)	下記以外のもの	32円	
		日曜日・休日を指定したもの	210円	
	ゆうメール		52円	

●オプションサービスを利用する場合は、郵便物(手紙・はがき)や荷物の運賃にオプションサービスの料金が加算されます。
 ●※印は一般書留としたものに限る、この取扱いをいたします。
 ●ゆうメールは、基本運賃が適用されるものに限ります。
 ●※1 送金料金は差出人負担となります。
 くわしくはお近くの郵便局へ。または、フリーコール0120-23-28-86、もしくはホームページ<http://www.post.japanpost.jp/>でご確認ください。